

7. 見舞金制度事故発生時の対応について

—エコー総合補償サービス—

※「保険事故発生時の対応について」は、28 ページをご覧ください。

7-1 見舞金制度事故発生時の対応について

見舞金(弔慰金・見舞金)お支払い対象事故が発生したら、以下の手順にしたがいすみやかに手続きを行ってください。原則として事故日から30日以内に事故報告が必要です。

エコー総合補償サービス(株)が、お支払い手続きの窓口です。

※エコー総合補償サービス(株)は、全国公民館連合会から見舞金の請求にかかる窓口業務を受託しています。



■見舞金制度事故が発生した場合は、所定の「見舞金制度」事故報告書(本手引き巻末添付の緑色の用紙)にご記入のうえ、エコー総合補償サービス(株)にできるだけ早くFAXまたはご郵送ください。



■事故報告書を受領後、エコー総合補償サービス(株)から見舞金請求書類を郵送します。

※電話でご連絡いただいた場合も「事故報告書」のご送付は必要です。



■見舞金の請求にあたっては、請求書類のほか、手引き44ページ別表9に記載の書類をご提出ください。また、必要に応じて他の書類をご提出いただく場合もあります。



注1：見舞金の請求書には、公民館長等見舞金請求権者の捺印が必要です。

注2：見舞金請求権者は、特定災害見舞金を除き、受領した見舞金を被災した補償対象者または見舞金を受け取るべき者^{*}に支払わなければなりません。なお、見舞金請求権者からの指定があるときは補償対象者または見舞金を受け取るべき者に対して直接見舞金を支払うことができます。

※「補償対象者または見舞金を受け取るべき者」とは、「当該事故の補償対象者、補償対象者の親権者、遺族等」をいいます。

注3：お支払い方法は「口座振込」となります。

■必要書類を受けた日からその日を含めて30日以内に見舞金をお支払いします。



■見舞金を請求する公民館は、下記の個人情報の取扱いについて補償対象者または見舞金を受け取る者に説明をし、必ず同意を取りつけてください。

1. 全国公民館連合会およびエコー総合補償サービス(株)が見舞金のお支払い事務、お支払いの判断のために補償対象者または見舞金を受け取る者の個人情報を取得、利用すること。

2. 全国公民館連合会およびエコー総合補償サービス(株)が上記1の目的のために、本件事故に関する関係先等に情報の提供を行い、またはこれらの者からその提供を受けることがあること。

■全国公民館連合会の個人情報保護方針は、本手引き44ページ及び全公連のホームページ <https://www.kominkan.or.jp/>にてご確認ください。または全公連にお問い合わせください。

7-2 見舞金制度お支払い手続きの窓口・お問い合わせ先

エコー総合補償サービス株式会社 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9

TEL (通話料無料) 0120-636-717 (または 03-5209-6620) FAX (通話料無料) 0120-226-916 (または 03-5209-6621)